

目次

はじめに	1
人権とは	2
いろいろな人権課題	
1 女性	4
2 子ども	6
3 高齢者	8
4 障がいのある人	10
5 同和問題	12
6 外国人	14
7 患者及び感染者等	16
8 犯罪被害者とその家族	18
9 インターネットによる人権侵害	20
10 刑を終えて出所した人等	22
11 性同一性障がい者の人権	24
12 様々な人権課題	26

「子どもの権利条約」について

はじめに

国際連合が、1948(昭和23)年12月10日に「世界人権宣言」を採択し、人種や宗教、性別などの違いを認め合い、一人ひとりの人権が保障される社会を実現していこうという考え方を全世界の人々に呼びかけてから60年あまりが経過しました。しかし、その後も世界各地で地域紛争や人種・民族間の対立などが絶え間なく起こり、これに伴う人権侵害や難民の発生など深刻な人権問題が発生しています。

こうした中、国際社会全体で人権に取り組む気運が高まり、1993(平成5)年にウイーンで開催された世界人権会議では人権教育の重要性が強調され、1994(平成6)年の国連総会において、1995(平成7)年からの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、世界各国に対してそれぞれの国内の行動計画を定めるよう求めました。

日本においては、これを受けて1997(平成9)年に国内行動計画がつくられ、2000(平成12)年には、人権教育や人権啓発を進めるための法律がつけられました。

鳥根県においても、2000(平成12)年に「鳥根県人権施策推進基本方針」をつくり、県民一人ひとりの人権が大切にされ、安心して暮らせる社会となるよう努力を重ねてきました。その結果、人々の人権問題に対する関心が高まってきましたが、新しい人権課題も出てきたことなどから、2008(平成20)年に基本方針をつくり直して取組を進めています。

この基本方針では、一人ひとりの個性や違いを尊重し、様々な文化や多様性を認め合い、すべての人の人権が尊重され、共に支え合う「共生の心」の醸成と、人権が、人々の思考や行動の基準として日常生活に根付き、次の世代に引き継いでいかれるような「人権という普遍的な文化」の創造の2つを基本理念としています。

県は、この基本方針に基づいて、すべての人に学校や家庭、職場、地域などあらゆる場で人権教育・啓発ができるよう取り組んでいます。また、年齢や性別、障がいの有無、言語などに関係なくすべての人が無理なく利用できるような商品やサービス、家、町などを設計する「ユニバーサルデザイン[※]」の思想が行動の規範となるよう、その考え方の普及に努めています。

このたび、小学校高学年の皆さんに、学校生活や日常生活の中で、指導者の方と共に、この基本方針に掲げた基本理念に基づき、人権課題について「考え」、豊かな人権感覚を身につけるとともに課題解決に向けた「実践」につなげていただくための学習資料を作成しました。

今後、県内のすべての小学校や市町村等において、この学習資料を積極的に御活用いただき、それぞれの特色や創意を生かした魅力ある人権教育・啓発に取り組んでいただくことを期待します。

国連

「世界人権宣言」

1948(昭和23)年

「人権教育のための国連10年」

1995(平成7)年～2004(平成16)年

国

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画

1997(平成9)年

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

2000(平成12)年

本県における人権問題の現状と課題

県

「鳥根県人権施策推進基本方針」

2000(平成12)年

新しい人権課題等

「鳥根県人権施策推進基本方針」(第一次改定)

2008(平成20)年

※ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインは「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、障がいの有無、言語など、人の差異に可能な限り無関係に、全ての人が等しく社会の一員として尊重され、自己表現を可能とする社会の実現を目指し、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

じんけん 人権とは

1 じんけん 人権とは

人権とは、「人が生まれながらに持っている、人間らしく幸せに生きていくための権利」です。人は、一人ひとりみな違う存在です。しかし、人が幸せに生きるために必要な「生命の安全」や「体や心の自由」、「自由に考えたり意見を言ったり集会などができること」、「教育を受ける権利」、「働く権利」などは、だれにとっても欠かすことができません。このような全ての人が生きていく上で必要ないろいろな権利のまとまりを人権と呼んでいます。

子ども一人ひとり大人と同様、地球上でたった一人のかけがえのない存在です。子どもが社会の中で自由に生き生きと生活するため、「子どもの権利条約」では、次の4つの子どもの権利を守るよう定めています。

1 生きる権利

病気やけがをしたら治療を受けられること。防げる病気などで命を奪われないこと

2 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだり自由に考えたり…、自分らしくできること

3 守られる権利

虐待などから守られること。障がいのある子どもなどはとくに守られること

4 参加する権利

自由に意見を言ったり、集まってグループをつくったり、自由な活動を行ったりできること

2 一人ひとりが人間らしく生きるためには

一人ひとりが人間らしく生きるためには、一人ひとりの人権が尊重され、人としてだれもが等しく尊重される社会を実現することが大切です。

ところが、一人ひとり顔が違うように、考え方・感じ方・意見・好み・性格や能力など、みんな違いがあります。しかし、時には、自分が他人と違うことに不安をおぼえ、自分と違う考えをもっている人を認めないで否定したり、その人との関わりを避けたりして他人の人権を侵害してしまうことがあります。それは、その人にとっても、自分にとってもとても不幸なことです。

一人ひとり違うからこそ、その違いを認め合い、助け合い、補い合うことによって豊かな社会ができることを理解し、それぞれが自分の個性を十分に伸ばし、発揮していくことが大切です。

3

なぜ人権について学ぶのでしょうか

人権について学習する目的は、自分自身の人権を守るためであり、守るためには行動することが大切だと知るためです。同時に、他人も自分と同じように人権が守られる存在であることを理解するためです。そして、様々な理由で人権が奪われている人のつらさや困難に気づき、他人のこととしてではなく自分のこととして受け止め、だれもがかけがえのない大切な存在であることを理解し、豊かな社会をつくるために自分がどのように行動していけばよいかを考えるためです。

最近では、親しい人の中での暴力や子ども・高齢者への虐待、インターネット上での人権侵害など、新しい人権の問題が出てきています。また、世界各地では地域紛争などにより、子どもの命が奪われたり学習の機会が失われるなどの深刻な状況が続いています。

人権は、放っておくと守られなくなります。だましているとそれが人権の問題だと考えられなくなります。みなさんも、ぜひ、周りに目を向けて、想像力を働かせてください。人権の問題が、いろいろな広がりをもって見え、そして考えることができると思います。

一人ひとりが尊重され、お互いが助け合って生きていける豊かな社会を築くのは、みなさん一人ひとりの力です。



1 女性

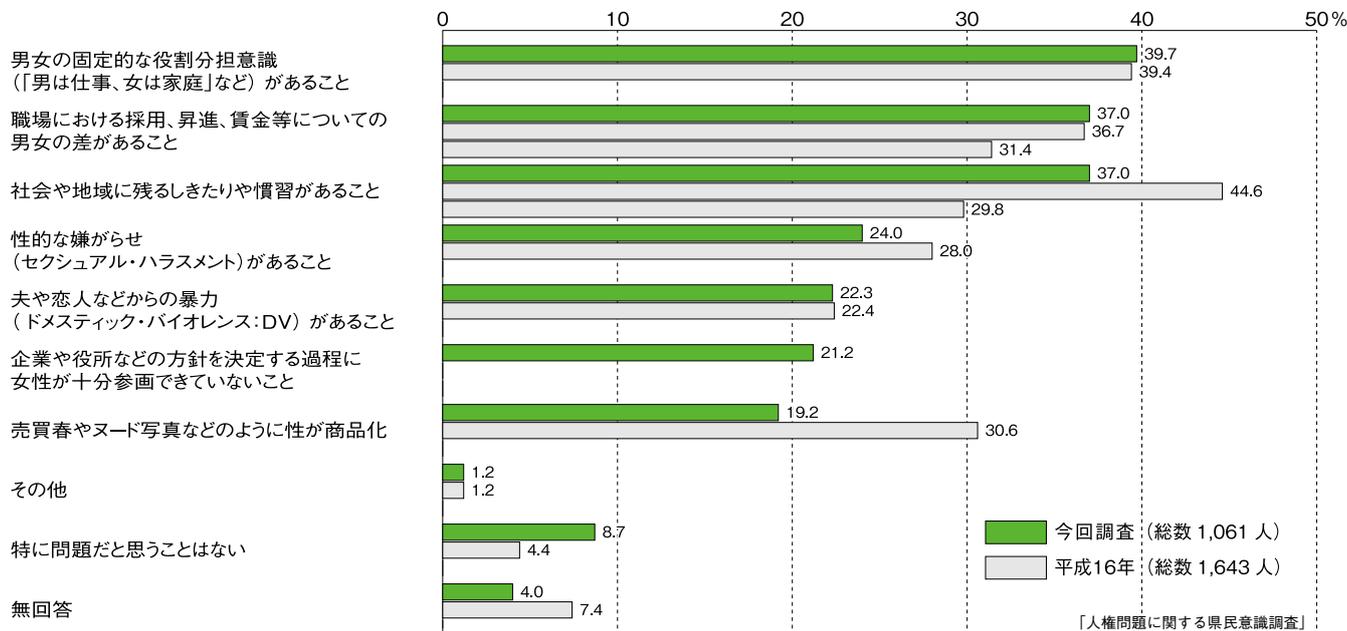
島根県ではどのような課題があるのでしょうか

男女がお互いを尊重し合うこと、また、性別に関わりなくあらゆる分野の活動に参加できることは、一人ひとりが豊かな人生を送るために必要なことです。

かつては就職する際の条件や昇任、賃金などに男女間で格差がありましたが、採用時や昇任などでの差別を禁じる法律がつくられ、格差の解消が進んでいます。しかし、家庭や地域での役割分担や、女性に対する暴力など解決が求められている課題が依然存在しています。

次のグラフは、平成16年と平成23年の県民意識調査の結果をまとめたものです。

問 女性の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。(〇は3つまで)



課題解決に向けて島根県が取り組んでいること

- 性別に関わりなく、一人ひとりの考えなどが大切にされ、仕事や地域社会での活動に共に参加することができるような社会を「男女共同参画社会」と呼んでいます。男女共同参画社会を実現するためには、就職や勤務条件などでの男女の格差や「セクシュアル・ハラスメント^{*1}」をなくす取組、家庭での家事や育児などの分担が大切です。県では、「男女が共に、仕事と生活(子育て、介護、趣味、地域活動など)を両立することができる環境づくり」に取り組んでいます。
- 「DV^{*2}」は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であり、被害者の多くが女性です。県では、DVのない社会づくりに向け広報や研修を行うとともに、被害者の保護と仕事や住まいの確保など自立した生活ができるための様々な支援を行っています。また、DVの未然防止のために、若い世代の交際相手からの暴力「デートDV」予防啓発に取り組んでいます。

※1 セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)

相手を不快にさせる性的な言動のことをいいます。身体への不必要な接触、性的なうわさの流布、人目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示なども含まれます。セクシュアル・ハラスメントに該当するかどうかは、基本的には言動の受け手がそれを不快に感じるかどうかによって決まります。

※2 DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者やパートナーなど親密な関係にある人からふるわれる暴力のことをいいます。犯罪にもなる重大な人権侵害であるとともに、個人の尊厳を傷つけるものであり、決して許されるものではありません。

男^{たが}女^{そんちよう}がお互いを尊重し合い、共^{かつどう}に活動^{さんか}に参加する社会にしてい^かくた^めには？



★就職や勤務条件などで男女の格差をなくす ★家庭で家事や育児を分担する

解説

性別に関わりなく、一人ひとりの考えなどが大切にされ、仕事や地域社会での活動に共に参加することができるような社会を男女共同参画社会と呼んでいます。

考えてみよう！

「女のくせに」・「男のくせに」という言葉について考えてみましょう。

①次の（ ）の中に女・男を入れてみましょう。

- ア. 「（ ）のくせに、なまいき言うな！」
- イ. 「（ ）のくせに、泣くな！」
- ウ. 「（ ）のくせに、もっとしっかりしてよ！」
- エ. 「（ ）のくせに、もう少しおとなしくできないの！」

②どうしてそのように考えたのかを書いてください。

③「女のくせに…」または、「男のくせに…」と言われていやだったことがあれば書いてください。
（だれにどんなことを言われて、どんなふうによかったか）

④そんな時、どうすればよいか考えてみましょう。

★「女でも言いたいことはあるんだよ」とか「男でも泣きたいことがあるんだよ」など、自分の気持ちを素直に表してみましょう。また、周りの人もそれを肯定的に受け止めましょう。

ねらい

子どもたちは何も意識することなく「女のくせに…」、「男のくせに…」という言葉を使っています。そしてそれは生まれた時から親や周りの大人たちによってつくられてきたものなのです。これらの言葉の背景には相手を一方的にコントロールしたいという意識があり、相手を暴力によって支配しようとするDV（ドメスティック・バイオレンス）とも共通するものです。

2 子ども

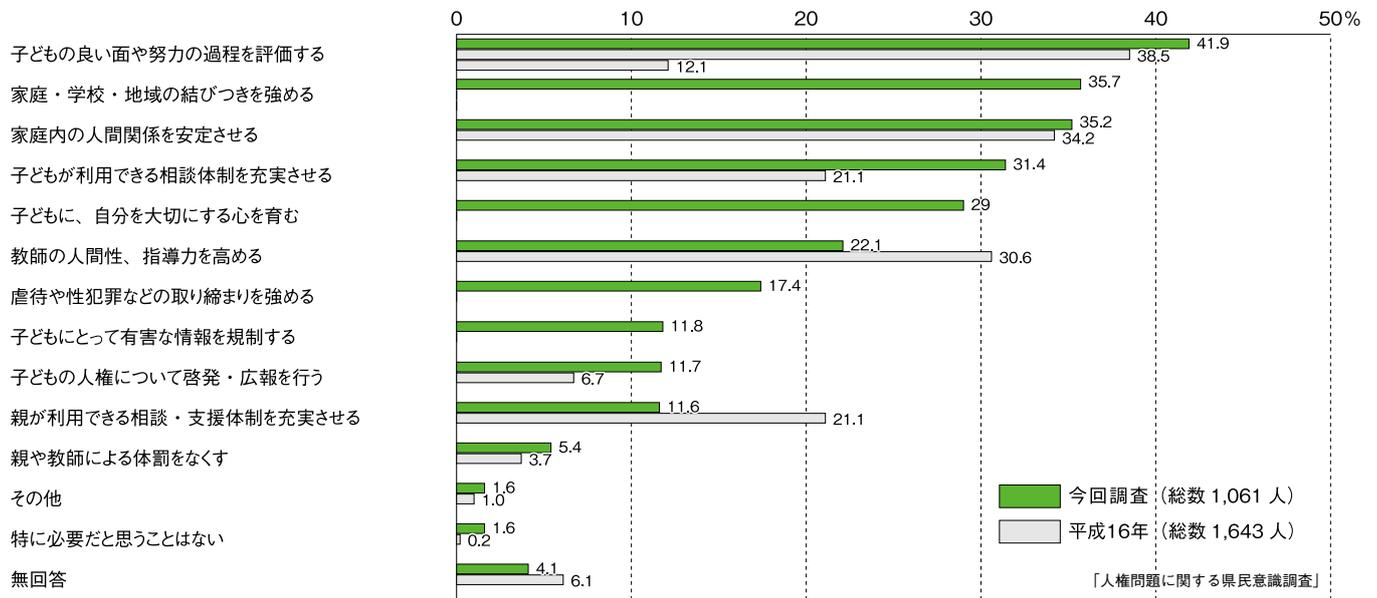
島根県ではどのような課題があるのでしょうか

21世紀を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つことは、県民全ての願いであり、子どもは人格を持った一人の人間として尊重されなければなりません。

近年、いじめや体罰など、子どもの人権が侵害される事例が後を絶たず、また、不登校や家庭へのひきこもりなどが大きな課題となっています。さらに、幼い命が失われる痛ましい事件も発生するなど子どもに対する虐待も深刻な問題となっています。そして、携帯電話でインターネット上に氾濫する有害な情報にアクセスできるため、出会い系サイトによる性被害や学校裏サイトによる被害などもみられます。

次のグラフは、平成16年と平成23年の県民意識調査の結果をまとめたものです。

問 子どもの人権を守るためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)



課題解決に向けて島根県が取り組んでいること

- 子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を目的として、県では行動計画をつくり、子どもの人権を守り、子どもにとって最善の利益が図られる環境づくりを進めています。
- 具体的には、いじめなど子どもからの様々な相談への対応、不登校の子どもへの取組、子どもに対する虐待防止への取組、図書やビデオ・インターネット等を通じた有害な情報から子どもを守る取組などを進めています。

子ども自身が困ったときに電話相談できる場所です。子どもに知らせておいてください。

名称	電話番号	相談日時等
法務省子どもの人権110番	0120-007-110 (PHS、IP電話は0852-26-7867)	月～金(祝日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分
島根県子どもと家庭電話相談室	0120-258-641	月～日(祝日、年末年始を除く) 午前9時～午後9時30分
子どもほっとラインもしもしにゃんこ	0120-225-044	毎週日曜日 午後2時～午後6時
チャイルドラインしまね	0120-99-7777	月～土 午後4時～午後9時
いじめ110番	0120-874-371 0120-779-110	月～金(祝日、年末年始を除く) 午前9時～午後7時 土・日、祝日 午前10時～午後5時

学校をみんなが仲良く学び合う場所にしよう!



★子どもたちが学びの主体者（主人公）です。グループ学習などを通じて、主体性や協調性を高めていきましょう。

解説

子どもたち一人ひとりが今を生き、未来を生きる権利の主体として育つために、学校はとても重要な役割を担っています。「子どもの権利条約」でも、子どもを権利の主体として、子どもの成長、発達を保障するため、家庭をはじめ社会全体が最善の努力をしなければならないことが明記されています。

考えてみよう!

あなたは自分の言いたいことが言えずに困ったことがありますか?

①次のような場合、自分の気持ちをどのように伝えたいか考えてみましょう。

きのうは遅くまでゲームをして、すっかり夜更かししてしまったダイスケくん。翌朝、学校で、あなたに「おい〇〇〇、算数の宿題見せろや!それと、この漢字10回書くの、おまえやっといってくれや!」と言ってきました。

★「ぼく、やだよ。できなかったことを先生にちゃんと説明したほうがいいよ」とか「宿題は自分でやらないと意味がないよ」など、自分の言いたいことをきちんと伝えることが大切です。その際に、相手に理解してもらうためには、どう言えば良いかを考えることも必要です。

②グループの中で、お互いに書いたものを紹介し合いながら、それが本当に言えるか、言えないときにはどうしたら良いかを話し合ってみましょう。

★「友達に相談して一緒に言う」とか「今日は我慢して言うことを聞くが、もし続いたら友達や先生に相談する」など、面と向かって言えない場合の対応も考えることが大切です。



ねらい

「いじめ」は子どもたちの身近にあります。だからこそ、日々の学校生活をふり返りながら、子どもたち自身が「いじめの芽」に早く気づくこと、日頃からその対処法などについて具体的に考えておくことが大切です。

3 高齢者

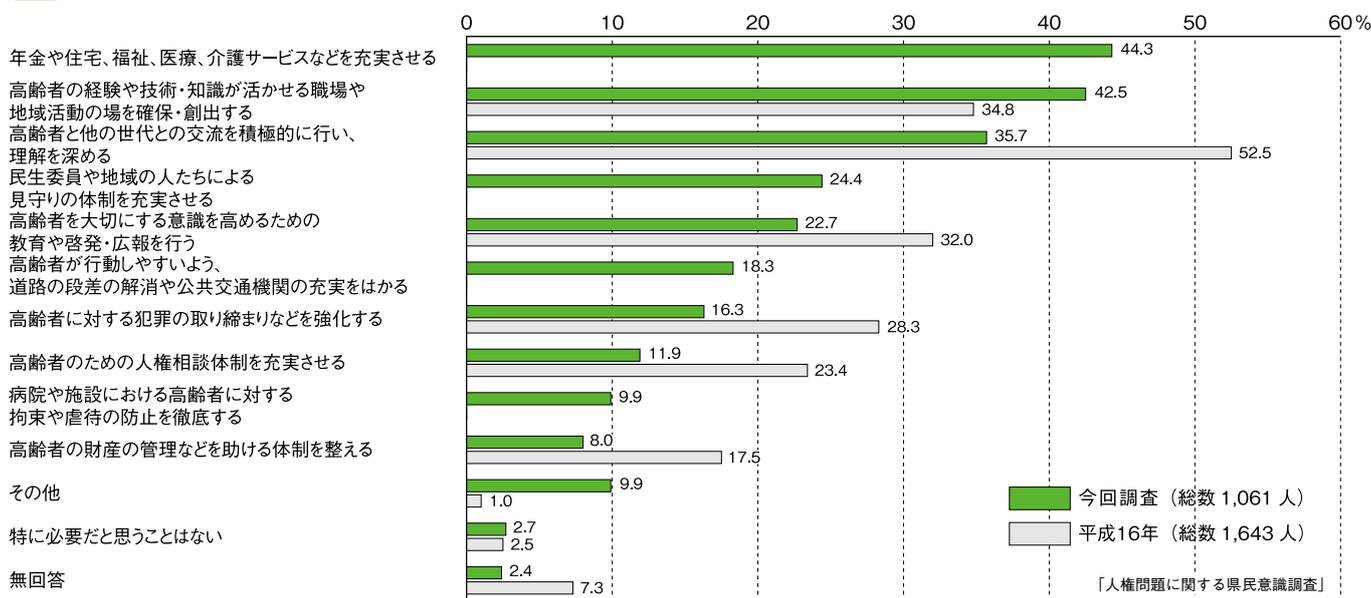
島根県ではどのような課題があるのでしょうか

島根県の「高齢化率^{*1}」は、29.1% (平成22年10月)と全国2位で、30年後には40%近くまで高まると推計されています。また、高齢者の一人暮らし世帯や高齢者夫婦のみ世帯の数が、平成22年には平成2年と比べて約2倍に急増しています。

人が年を取り、たとえ認知症になったり介護が必要となっても、人として尊重されて生活ができることは、豊かな社会をつくるために重要なことであり、県民誰もが高齢期を安心して過ごせる社会、高齢者が自立と尊厳を持てる社会を率先してつくり上げていくことが求められています。

次のグラフは、平成16年と平成23年の県民意識調査の結果をまとめたものです。

問 高齢者の人権を守るためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)



課題解決に向けて島根県が取り組んでいること

- 高齢者が、豊富な経験や技術と知識を活かして働いたり、自主的なグループ活動や社会参加活動を通じて生きがいを持って健康で心豊かに暮らせるよう、働く場の確保に努めたり、グループ活動への助成などを行うことにより、高齢者が地域社会の担い手となって活躍する新たな「共助^{*2}」の仕組みづくりを進めています。
- 介護サービスの充実や高齢者への虐待への対応、判断能力が十分でない人の福祉サービスの利用手続などを代行する制度(日常生活自立支援事業)や財産管理、介護サービス利用・施設入所契約などを代行する制度(成年後見制度)を活用する取組を進めています。

※1 高齢化率

65歳以上人口を「高齢者人口」、その総人口に占める割合を「高齢化率(65歳以上人口÷総人口)」として、社会の高齢化の程度を見ています。

※2 共助

地域など一定のコミュニティの中で、システム化された助け合いのしくみ

こうれいしゃ
高年齢者が生き生きと生活できる社会を実現しよう!



★郷土の歴史や昔の遊び、農業やものづくりの方法など、高齢者の方は豊富な経験や技術、知識を持っておられます。

解説

島根県は、全国に先駆けて高齢化が進行しています。私たちは、高齢者が「自立と尊厳」を持てる社会を率先してつくり上げていくことを求められています。そのためには、高齢者が持つ豊富な経験や技術、知識が職場や地域活動に活かされ、高齢者自らの生活安定と生き甲斐につながったり、地域社会で一定の役割を果たすことができるようにしたりすることが大切です。

考えてみよう!

①あなたが、^{こうれいしゃ}高齢者の方と一緒に活動したときに、感心したことやうれしかったことがあれば書いてください。

②上の絵で、なぜ、お手玉をしている女性の^{こうれいしゃ}高齢者はにこにこしているのか考えてみましょう。

ねらい

高齢者の8割は自立した「元気高齢者」と言われています。実際、高齢者のボランティア活動への参加意欲は高く、地域活動や子育て支援などへの関心が高まっています。島根県が進めている「ふるさと教育」は、学校外の「地域の教育力」（「ひと・もの・こと」）を活用し、地域の人たちとの関わりを通して子どもたちの豊かな心を育もうとするものです。こうした取組により、高齢者自身の健康・生きがいづくりにもつなげることが大切です。

4 障がいのある人

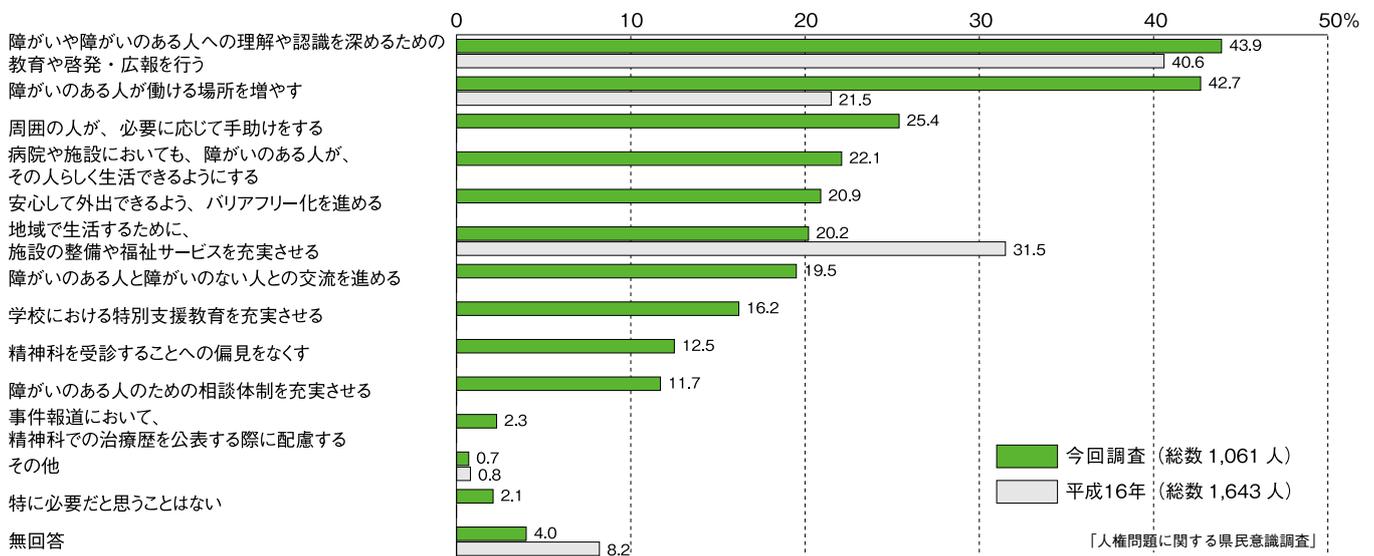
島根県ではどのような課題があるのでしょうか

2004（平成16）年の法律の改正で、障がいを理由とする差別の禁止等が初めて明示されました。障がいのある人が、住み慣れた地域社会の中で自立して生活しながら、障がいのない人と同じ活動ができる社会を実現するため、自宅でも受けられるサービスの充実と「バリアフリー^{*1}」や「ノーマライゼーション^{*2}」の考え方を普及していく必要があります。

国が2007（平成19）年に行った「障がい者に関する世論調査」では、8割以上の人々が「障がいを理由とする差別や偏見があると思う」と回答しています。

次のグラフは、平成16年と平成23年の県民意識調査の結果をまとめたものです。

問 障がいのある人の人権を守るためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)



課題解決に向けて島根県が取り組んでいること

- バリアフリーやノーマライゼーションの思想を広めていく取組が進められています。
- 学校では、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちとの交流や共同学習、ボランティア活動などを通して、障がいのある人に対する理解を深める教育が進められています。
- 地域では、障がいのある人たちが、人権や個性を尊重され自立した日常生活が送れるよう相談窓口を設け、福祉サービス利用費用の給付や地域活動等を援助する取組、働く場を確保する取組、判断能力が十分でない人の福祉サービスの利用手続きなどを代行する制度（日常生活自立支援事業）や財産管理、施設入所契約などを代行する制度（成年後見制度）を活用する取組を進めています。

※1 バリアフリー

障がいのある人が、社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。段差等の物理的な障壁の除去だけでなく、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的な全ての障壁の除去という意味でも用います。

※2 ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、学校や家庭、職場、地域社会の暮らしの中で、互いを尊重し、支え合いながら分け隔てなく共に生活する社会こそあたり前の社会であるという考え方です。

※3 ユニバーサルデザイン

1ページ（「はじめに」の※）参照

しょう ながい ちいき
障がいのある人が住み慣れた地域社会の中で自立して生活するためには？



- ★駅のホーム(エレベーター、点字ブロック、警備員)
- ★車いすのままで購入できる自動販売機

解説 ノーマライゼーションの考え方が広まるにつれて、「ユニバーサルデザイン^{*3}」の普及が図られています。

考えてみよう! ①

しょう ながい こま
障がいのある人が、困っている場面です。どうして困っているのか考えてみましょう。



ねらい

障がいのある人が社会の中で生活していくためには、段差等の物理的な障壁の除去（バリアフリー）や点字ブロックの設置など暮らしやすい町づくりを進めるとともに、その目的や意味を正しく理解していくことが大切です。

考えてみよう! ②

し かくしょう
交差点でとまどっている視覚障がいのある人と出会いました。あなたはどうしますか？

ねらい

視覚障がいのある人を「弱い人」「助けねばならない人」ととらえるのではなく、相手の気持ちを大切にしながら、「どうされましたか?」「何かお手伝いしましょうか?」などと話しかけることが大切です。また、話しかける時には、横や後ろからでは自分に話しかけられているかどうかのわかりにくいため、正面から話しかけるようにしましょう。

5 同和問題

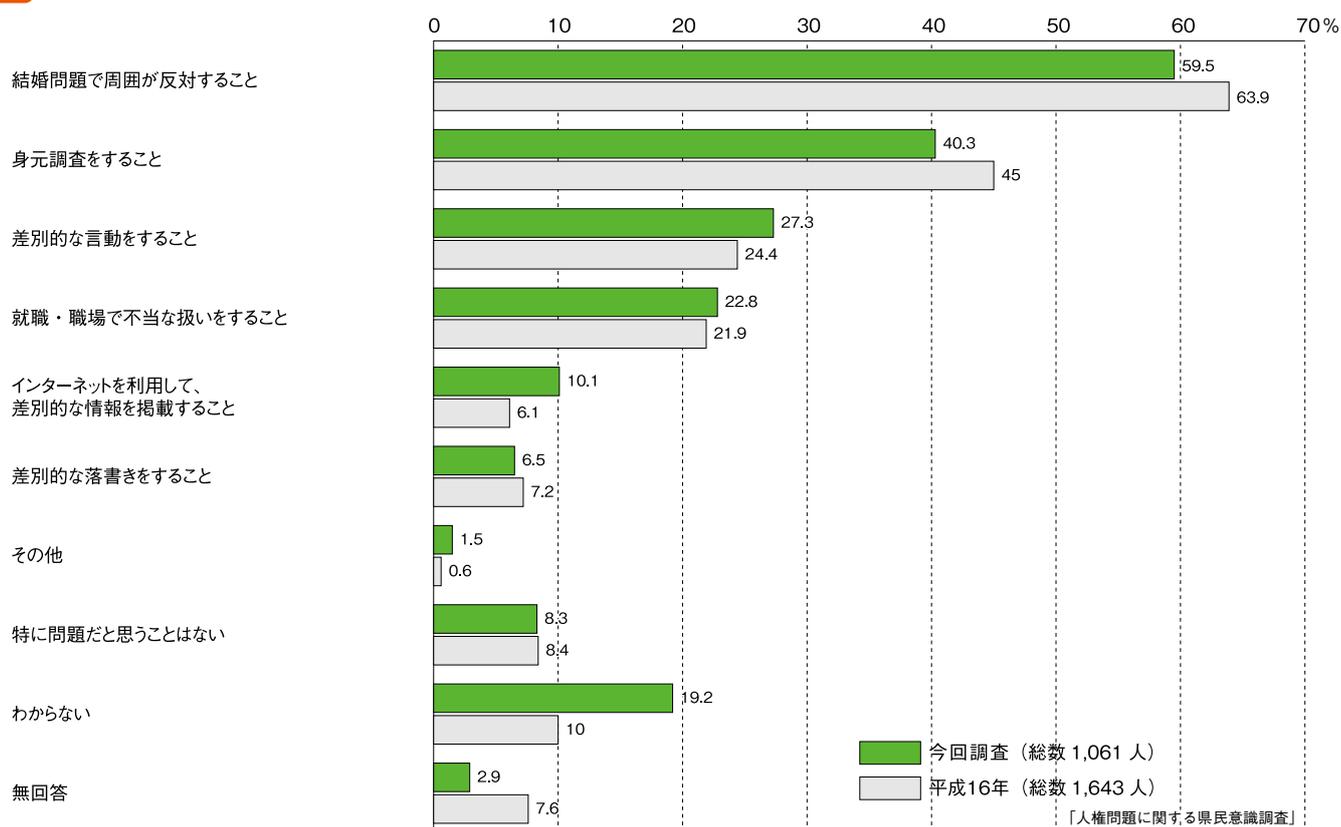
島根県ではどのような課題があるのでしょうか

同和問題は、同和地区・被差別部落などと呼ばれる特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を反対されたり、就職や日常生活などで様々な差別を受けるという、日本国憲法によって保障された基本的人権が完全に保障されていない問題です。

かつては、差別により安定的な仕事への就職が閉ざされたことなどが原因で、劣悪な生活環境での生活を余儀なくされ、そのことがまた周囲からの差別・偏見を強めるという悪循環がみられました。その解決のため、三十数年にわたる国・県・市町村などの集中的な取組と、地区住民の自主的な努力により、生活環境をはじめ様々な分野で改善が大幅に進みました。しかし、県民意識調査では、いまだに結婚問題などについての差別意識が社会に根深くあることが認められ、差別意識の解消が重要な課題となっています。

次のグラフは、平成16年と平成23年の県民意識調査の結果をまとめたものです。

問 同和問題について、現在、どのような人権上の問題が起きていると思いますか。(〇はいくつでも)



課題解決に向けて島根県が取り組んでいること

- 学校では、全ての児童生徒が、人権意識を高め差別をなくす実践力を身に付けるとともに、自己実現に向けての意欲・技能などを育む教育を進めています。また、地域では、同和問題の解決を自分の問題として取り組むことができるように講演会の開催など啓発を行うとともに、学校や家庭、地域が一体となって同和問題を解決する取組を進めています。
- 就職に関する差別をなくすため、企業等での不適切な採用選考がないように取り組むとともに、農林水産業や商工業を振興して就労を進める取組や、隣保館等での相談活動の充実に努めています。

幸せな家庭をつくるためには？



解説

「安定した仕事について豊かな生活を送りたい」、「好きな人と結婚して幸せな家庭を築きたい」など、私たちは、様々な願いや期待をもって生活しています。同和問題を解決するためには、教育や就職の機会均等を確保するとともに、結婚等においていまだに根強く残っている差別意識を解消するために、私たち一人ひとりが自らの問題としてとらえ、全ての人々が幸せに生活できる豊かな社会の実現に向けて取り組むことが大切です。

考えてみよう！

次の2つの絵を見て、その^{ちが}いについて考えてみましょう。



ねらい

結婚は、二人の気持ちが何よりも尊重されなければなりません。また、二人が幸せな家庭をつくるためには、親をはじめ親族など周囲の人々が正しい認識により偏見をなくし、二人の生活を温かく見守っていくことが大切です。

6 外国人

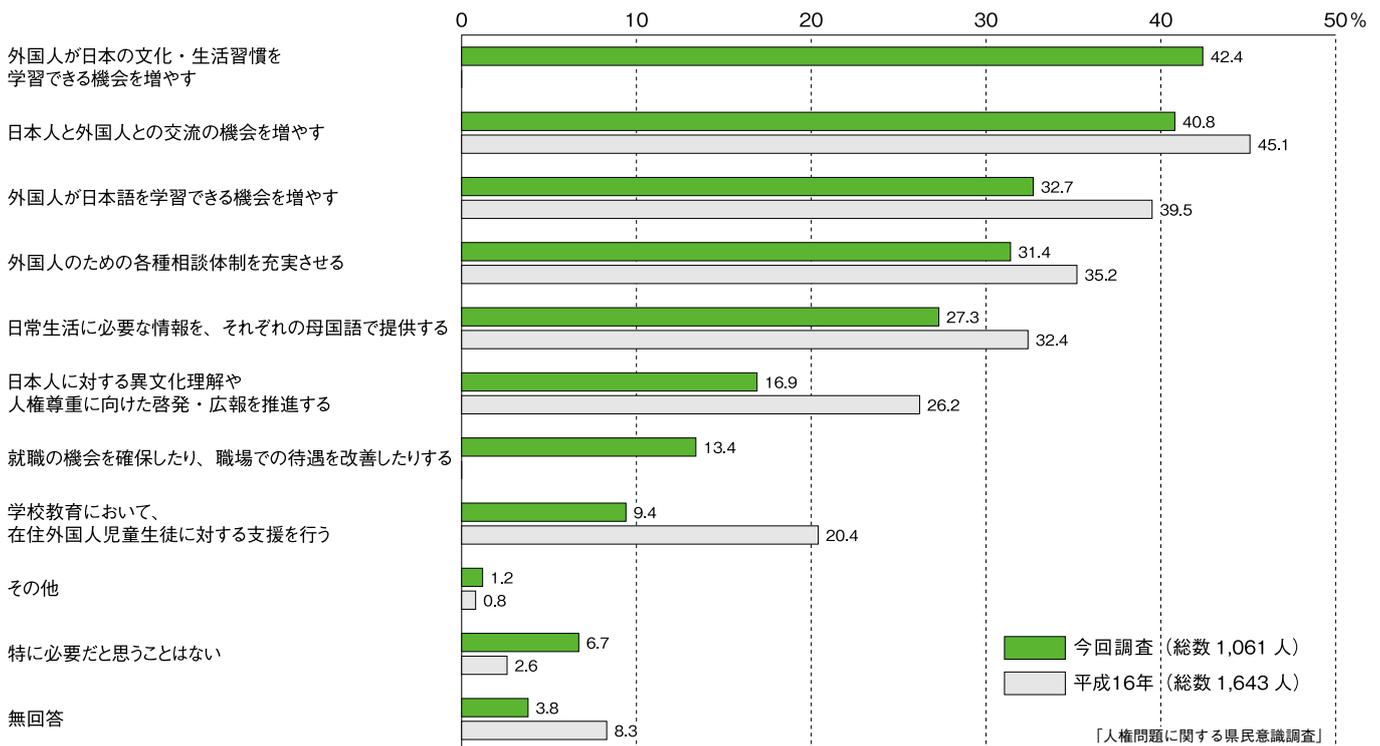
島根県ではどのような課題があるのでしょうか

島根県では、1989(平成元)年に韓国の慶尚北道と姉妹提携して以降、ロシアの沿海地方、中国の寧夏回族自治区・吉林省とも友好提携等を行っています。学術、文化、経済、農業、環境などでの交流・協力が広がって学校や市民団体等による交流が増えたこともあり、外国人登録者数は1990(平成2)年12月末には2,000人だったものが、2011(平成23)年12月末には5,425人となり、ここ20年余の間に2.5倍以上に増加しました(国籍別割合：中国39%、ブラジル20%、韓国・朝鮮15%、フィリピン15%、その他11%)。また、全国では2011(平成23)年末時点で約207万9,000人と、日本の総人口の1.63%を占めています。

外国人も社会の一員として安心して暮らせるようにすることが大切ですが、日本語を理解できないことで情報や知識が不足し、行政サービスを含む様々なサービスを受けることができなかつたり、また、外国人であることを理由にアパートなどへの入居や、公衆浴場などの利用を断られるなどの問題が発生しています。

次のグラフは、平成16年と平成23年の県民意識調査の結果をまとめたものです。

問 日本で生活する外国人の人権を守るためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)



課題解決に向けて島根県が取り組んでいること

- 「国際交流」・「国際協力」の広がりや外国人住民の増加に伴い、他の国の人やその文化に接する機会も増えてきている中で、それぞれの文化が独自に培ってきた価値観を認め合い、国籍にかかわらず全ての人が、同じ地域に暮らす住民として共に生きる「多文化共生社会」づくりの取組を進めています。
- 外国人労働者に対する適正な雇用・労働条件の確保や在住外国人の悩みなどに対応する相談体制を充実する取組なども進めています。

ちいき
地域で暮らす外国人の生活・文化を理解しよう!



解説 外国人住民の増加に伴って、国籍にかかわらず全ての人が、同じ地域に暮らす住民として共に生きる社会づくりの取組が進められています。

考えてみよう!

外国での生活について考えてみましょう。

① 今度の夏休みに、あなたは外国で2週間のホームステイをすることになりました。

ア. どんなことが楽しみですか？

イ. どんなことが不安ですか？

② あなたの住んでいるアパートに、外国人の家族が引っ越してきました。

ア. その家族は、どんな不安があると思いますか？

イ. あなたは、どのようにつきあっていきたいですか？



ねらい

日本語が分からない人が日本社会で生活するのは、想像以上に大変なことです。しかし、外国人への理解や地域社会での交流はそれほど進んでいません。ここでは外国人が日本社会で孤立しないよう、地域でのつながり方について考えます。

7 患者及び感染者等

島根県ではどのような課題があるのでしょうか

医学的に確かでない知識や思いこみなどから、病気で治療を受けている患者や感染者、元患者(回復者)、その家族に対する様々な人権問題が生じています。

ハンセン病*は、1947(昭和22)年に特效薬「プロミン」による治療が日本でも始まって以降、様々な薬が開発され、治せる病気になり、今では療養所にいる人たちは、治っている方ばかりです。

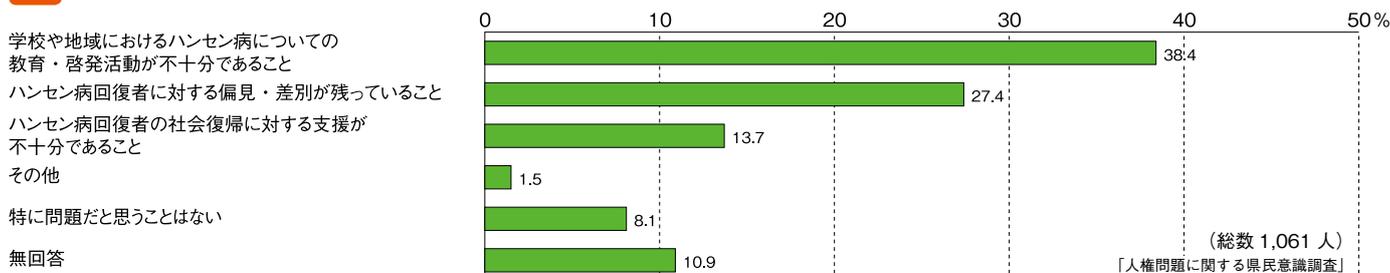
しかし、ハンセン病の患者は1996(平成8)年に「らい予防法」が廃止されるまで、療養所への強制隔離という国の方針が継続されたことから、その家族も含めて想像を絶する偏見や差別を受けてきました。

また、HIV感染者等は、医療の拒否、就職や入学の拒否、職場の解雇などの人権問題があります。

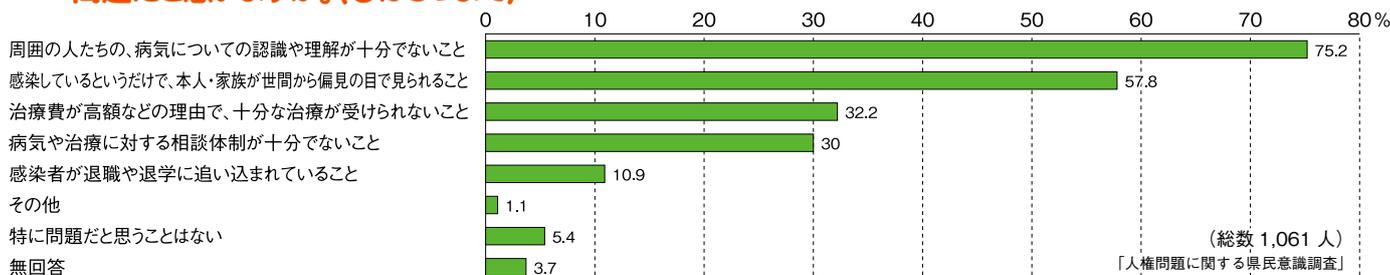
今後、新たな感染症の発生による患者に対しても、同じ問題が起こるおそれがあります。

次の2つのグラフは、平成23年の県民意識調査の結果をまとめたものです。

問 ハンセン病回復者の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。(〇は1つ)



問 エイズの原因ウイルス(HIV)感染者及び肝炎ウイルス感染者等の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。(〇は3つまで)



課題解決に向けて島根県が取り組んでいること

- 学校では、ハンセン病やHIVなどの感染症をはじめ、様々な病気と予防に関する正しい知識を学ぶとともに、患者やその家族等に対する偏見・差別をなくす学習が進められています。
- 県では、患者や家族等からの医療等についての相談に応じるとともに、感染症等に関する正しい知識や「インフォームド・コンセント^{*2}」を広める広報を行うなど、職場や地域で患者や家族を支える社会づくりを進めています。

※1 ハンセン病

「らい菌」に感染することで、手足などの末梢神経が麻痺したり、皮膚に様々な病的な変化がおこったりし、早期に適切な治療を行わないと体の一部が変形するといった後遺症が残ることもある病気で、らい菌を発見したノルウェーの医師の名前をとってハンセン病と呼ばれています。らい菌は感染力が弱く、非常にうつりにくい病気ですが、以前は恐ろしい伝染病であると考えられていました。国は1931(昭和6)年に法律をつくり、各地の療養所にすべての患者を隔離する政策を行いました。

※2 インフォームド・コンセント

医師が患者に病状や治療目的、リスクなどについて説明し、患者の同意を得た上で治療等を行うこと

大切な人と共に生きるためには？



〔財団法人エイズ予防財団提供〕

★HIV（エイズウイルス）に感染している人たちを受け入れ支えるために、たくさんの人たちが様々な活動をしています。

解説

HIV感染者は、医療、福祉など、積極的に保護され支援されるべき人々ですが、医療の拒否、就職や入学の拒否、職場の解雇などの人権問題が指摘されており、今後、新たな感染症の発生による患者に対しても、同様な問題が起こるおそれがあります。

考えてみよう！

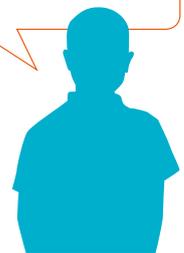
Aくんのうったえを聞いて、あなたはうったえをどう思いますか？

ぼくは、11歳です。そして、末期のエイズ患者でもあります。ぼくを産んでくれたママが、HIV陽性だったので、ぼくも産まれるときにHIVに感染しました。…産んでくれたママは、薬を飲むことができず、ぼくが8歳の時に死にました。（中略）

ぼくは、学校に行きたいと言いました。でも、学校に子どもを通わせているお父さんお母さんたちから、ぼくの入学を反対されました。同じ年の子どもたちは、ぼくに近づくことはしませんでした。・・・

〔平成18年度国際理解に役立つ教材集・南アフリカ共和国編から（独立行政法人国際協力機構東北支部提供）〕

★これは実際にあったお話です。2000年の国際エイズ会議で、南アフリカのンコシ・ジョンソン君は、世界中の人に、差別のつらさや病気のつらさを訴え、エイズの予防を呼びかけました。そして、2001年5月、12歳の生涯を閉じました。
なお、ンコシ君の母親はHIV陽性だという理由で解雇され、大家さんに家から追い出されてしまいました。薬が飲めなかった理由は、それにとまなう貧困が原因と考えられます。



ねらい

HIVは普段の生活ではうつりません。にも関わらず親たちが反対したのはHIVのことを正しく知らなかったからです。HIV感染者やエイズ患者に対する差別・偏見をなくすためには、HIVに対する正しい理解が大切です。

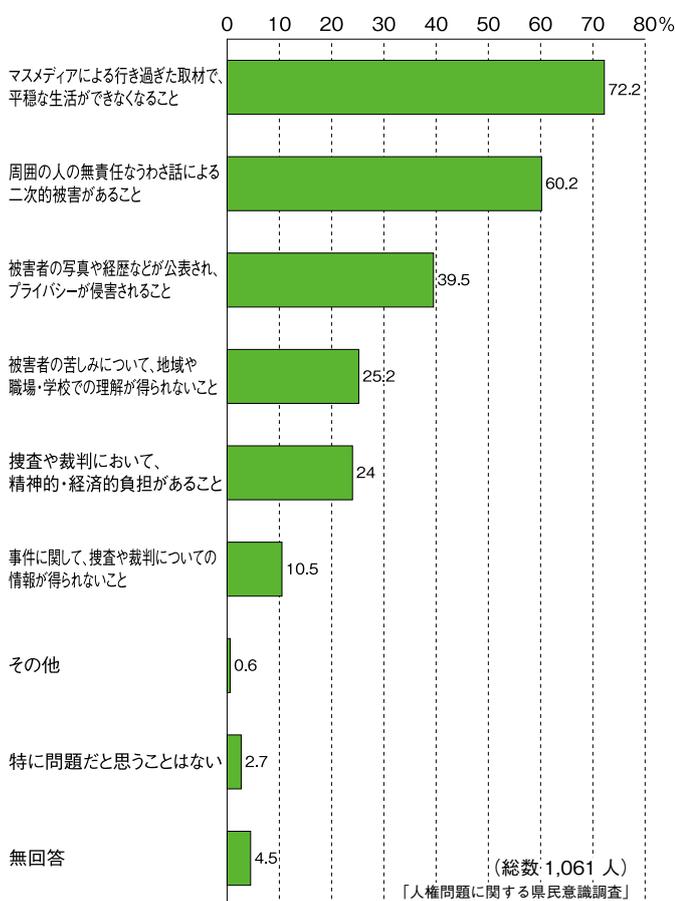
8 犯罪被害者とその家族

どのような課題があるのでしょうか

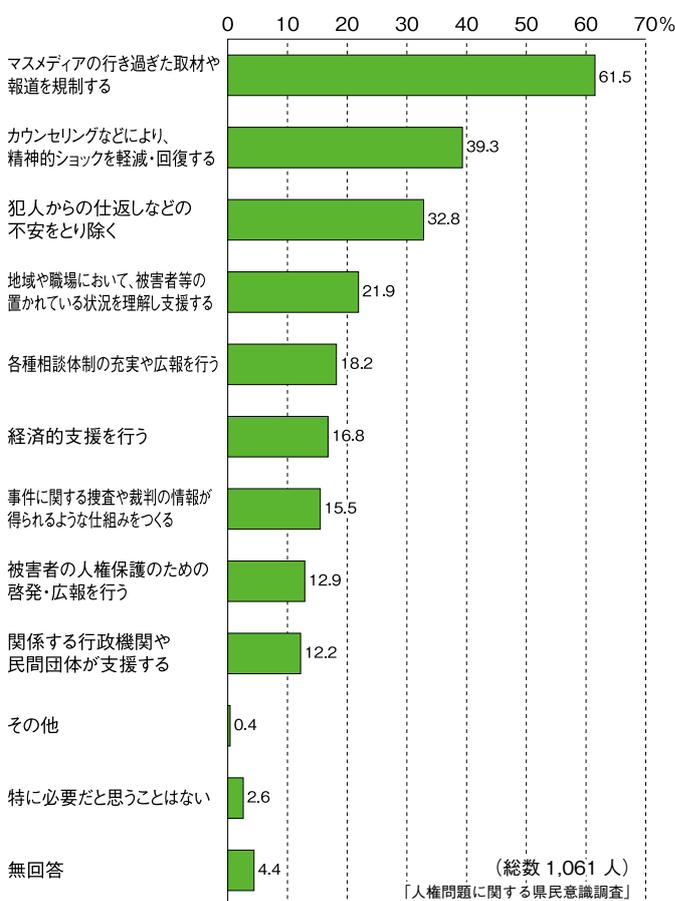
犯罪被害者とその家族は、事故や事件によって直接被害を受けるだけでなく、心ない人々の風評などにより名誉を傷つけられたり、マスメディアの行き過ぎた報道によってプライバシーが侵害されたりするなど二次的な被害に遭うことがあります。また、捜査活動や裁判によって精神的・経済的負担にもさらされています。

次のグラフは、平成23年度に行った県民意識調査の結果をまとめたものです。

問 犯罪被害者とその家族の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。(〇は3つまで)



問 犯罪被害者とその家族の人権を守るためには、特にどのようなことが必要だと思えますか。(〇は3つまで)



課題解決に向けて島根県が取り組んでいること

- 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、社会全体で犯罪被害者とその家族を支援していく取組を進めています。
- 犯罪被害者等の立場に立って、犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めるとともに、条例や計画に基づいて犯罪被害者等が置かれている状況を理解してもらう広報活動を実施したり、犯罪被害者等のための相談内容に応じた相談窓口を設けています。
- 犯罪被害者等の様々な負担を軽減するため、捜査情報の提供やカウンセリングの実施、給付金の支給、緊急通報装置の貸出しなどによる支援、そして、犯罪被害者等を手助けして再び平穏な生活を取り戻す活動を行っている民間支援団体や自助グループへの支援にも取り組んでいます。

犯罪被害者の声が聞こえますか？



(亡くなった3人のオブジェを並べて話をする江角真理子さんの母親の江角由利子さん)

★1999（平成11）年12月26日の夜、当時、大学3年生だった江角真理子さんと友人3人は倉敷市にクリスマスのイルミネーションを見に出かけました。しかし、その帰り道、対向車線に飛び出てきた飲酒運転の暴走乗用車に正面衝突され、江角さんと2人の友人が亡くなりました。

解説

亡くなった娘さんたちをかたどったオブジェに、生前履いていた靴、成人式や旅行先での写真を飾り、母親の江角由利子さんは「二度と同じような犯罪を起こして欲しくない」、「亡くなった命は再生できない。娘たちが一生懸命生きていたこと、命の大切さを多くの人に伝えたい」と「生命のメッセージ展」に込める思いを話されました。

考えてみよう！

じこごえずみゆりこ
事故後の江角由利子さんの話を読んで、あなたはどのように思いますか？



じこご
事故後、知り合いと顔を合わせるのがおっくうで、外出できなくなりました。

買い物には地元を避け、隣の市などへ出掛けました。友人からのおかずの差し入れがありがたかった。地元で買い物できるようになるまでに数ヶ月かかりました。

他人の心無い言葉に傷ついたこともあります。町内の人が「若い女の子があんな時間に出歩いているから事故にあう」と話していたと人づてに聞きました。また、お葬式で「あなたのところは、もう二人子どもがいるのだから」と励まされましたが…。

ねらい

- ①事実を確認せず発言・報道することは、人権侵害につながるおそれがあります。また、マスコミの過度の取材や近所のうわさにより、被害者及び家族がさらに苦しむこと（二次的被害）があることを理解しましょう。
- ②励ましのつもり言葉も、ご両親にとってはつらい言葉となりました。父親の江角弘道さんは、「親にとってこの子の代わりはいない」ことや「自らの生命、他人の生命の尊さをより多くの子どもたちに知ってほしい」と想いを話されました。

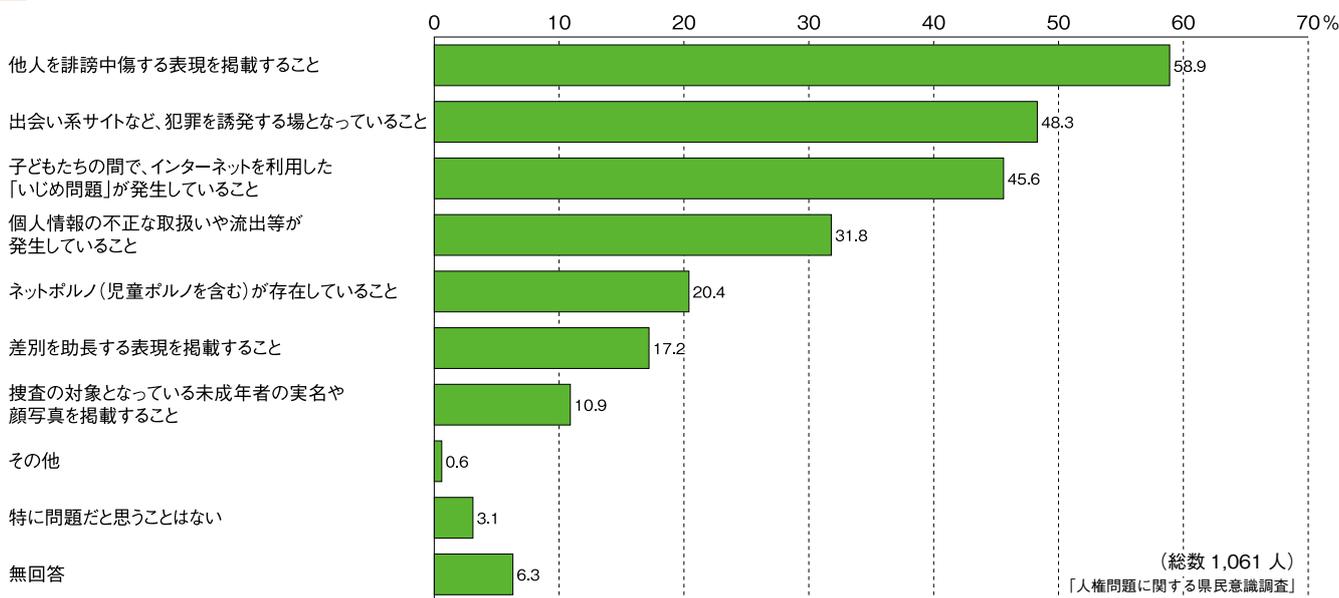
9 インターネットによる人権侵害

どのような課題があるのでしょうか

インターネットの普及により、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性は大きく向上し、効率的で豊かな社会生活を送ることができるようになりました。しかし、その一方で、他人のプライバシーを侵害するなどの悪質な情報発信が行われたり、犯罪や差別の助長にもつながる情報が掲載されるなど、匿名性を悪用した深刻な人権侵害が全国的に多発しています。

次のグラフは、平成23年の県民意識調査の結果をまとめたものです。

問 インターネットによる人権侵害について、特にどのようなことが問題だと思えますか。(〇は3つまで)



課題解決に向けて島根県が取り組んでいること

- インターネットによる人権侵害を早期に発見し、「プロバイダ責任制限法^{*}」の趣旨を踏まえた迅速な削除依頼を行うなど、被害の拡大防止に取り組んでいます。
- 県民一人ひとりが、人権擁護の視点に立った正しい知識を学び、個人の責任や遵守すべき情報モラルについての理解を深める取組を進めています。

※プロバイダ責任制限法

正式名称は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」で、2002(平成14)年に施行されました。インターネットや携帯電話の掲示板などで誹謗中傷を受けたり、個人情報を掲載されて、個人の権利が侵害されるなどの事案が発生した場合、インターネットへの接続サービスを提供するプロバイダ事業者や掲示板管理者などに対して、これを削除するよう要請し、事業者がこれらを削除したことについて、権利者(その情報の発信者)からの損害賠償の責任を免れるというものです。また、権利を侵害する情報を発信した者の情報の開示請求ができることも規定しています。

困ったときに相談できるところです。子どもに知らせておいてください。

法務省インターネット人権相談受付窓口 (SOSeメール)	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html
警察庁インターネット安全・安心相談窓口	http://www.npa.go.jp/cybersafety/index.html
島根県警察本部	ダイヤル回線 0852-31-9110
警察総合相談センター	プッシュ回線、携帯電話 #9110

けいたいでん わ
携帯電話を正しく使うためには？



★GPSを利用して、子どもの現在位置を確認できるサービスもあります。

解説

IT（情報技術）の発達により、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性は大きく向上し、子どもの安全を確保するなどの理由から、小学生に携帯電話を持たせる家庭も増えてきました。

考えてみよう！

けいたいでん わ きけんせい
携帯電話を持つことによる危険性について、下の絵を見て考えてみましょう。

Aさん



★ネット上で悪口を書かれた

Bさん



★メールが気になりなかなか眠れない

ねらい

携帯電話はその利便性の一方で、様々なトラブルの原因にもなっています。絵のようにネット上で個人のプライバシーを侵害するような内容や悪口が書かれたり、相手の都合も考えずに夜遅くにメールを送りつけるなどはその一例です。困ったときには一人で悩まず、すぐに身近な人に相談することが大切です。

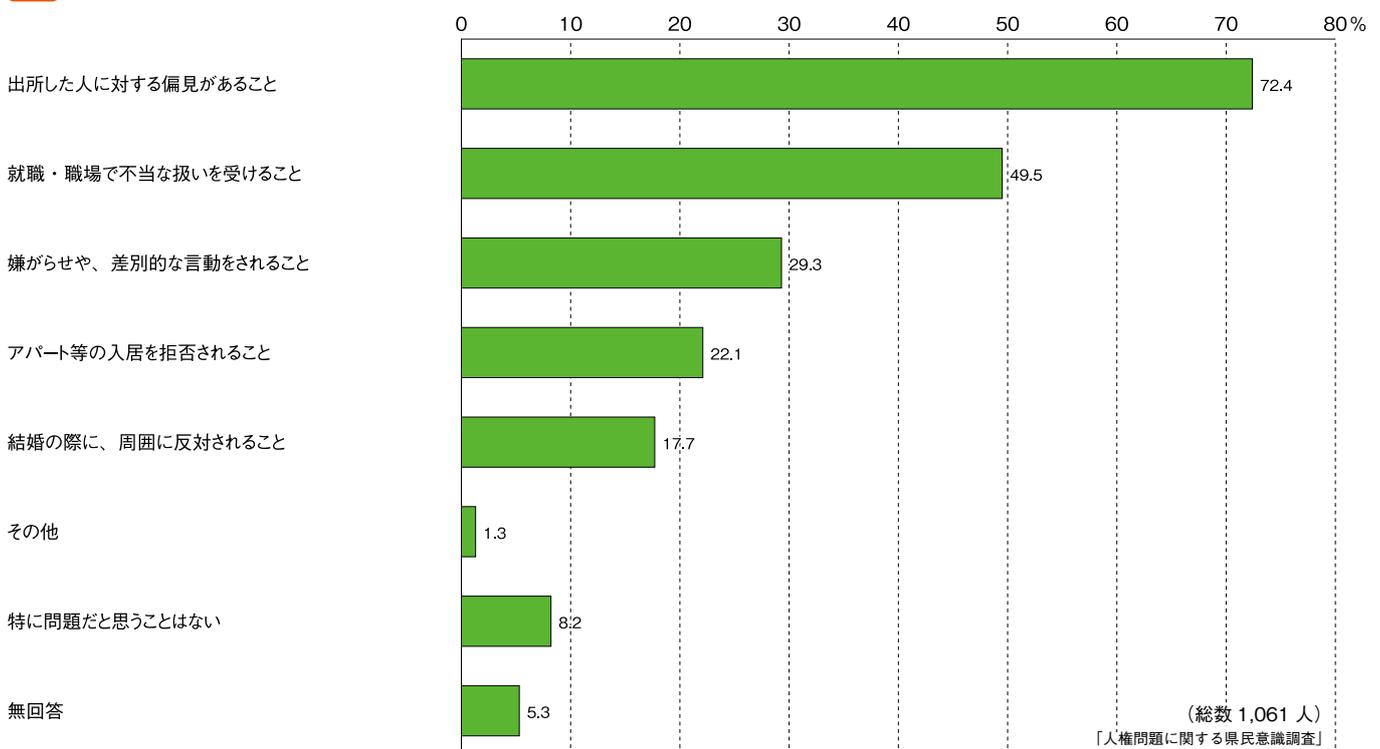
10 刑を終えて出所した人等

どのような課題があるのでしょうか

刑を終えて出所した人々が社会復帰を果たすには、就職先の確保などが重要になります。しかし、刑を終えて出所した人々に対する偏見や無理解により、社会の一員としての再出発ができない場合があります。また、出所した人の家族を不安にさせるような言動も見られます。本人の再出発を支援する取組とともに、家族の人権を守る取組も必要とされています。

次のグラフは、平成23年の県民意識調査の結果をまとめたものです。

問 刑を終えて出所し、立ち直ろうとしている人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。(〇は3つまで)



課題解決に向けて島根県が取り組んでいること

- 刑を終えて出所した人が、再び地域社会の一員として円滑に社会復帰ができるよう、保護観察官をはじめ保護司や就職先の事業主などが支援を行っています。
- 刑を終えて出所した人やその家族の人権が侵害されることのないよう、関係機関や団体が協力して啓発活動を行い、温かく受け入れる地域社会づくりを進めています。

考えてみよう! (刑を終えて出所した人等)

刑を終えて出所した人々の人権について考えてみましょう。

① 刑を終えて出所した人が社会復帰を果たすためには、周りの人々のどのような理解・協力が必要だと思いますか?



〔島根県社会福祉協議会提供〕

② どうしてそのように考えましたか?

★ 刑を終えて出所した人を支援する新しい取組が始まりました。

ねらい

刑を終えて出所した人やその家族が、社会の中で生活するのはとても大変なことです。偏見や陰口などによって、その人たちが孤立することがないように、ここでは周りの人たちの理解・協力について考えます。

11 性同一性障がい者の人権

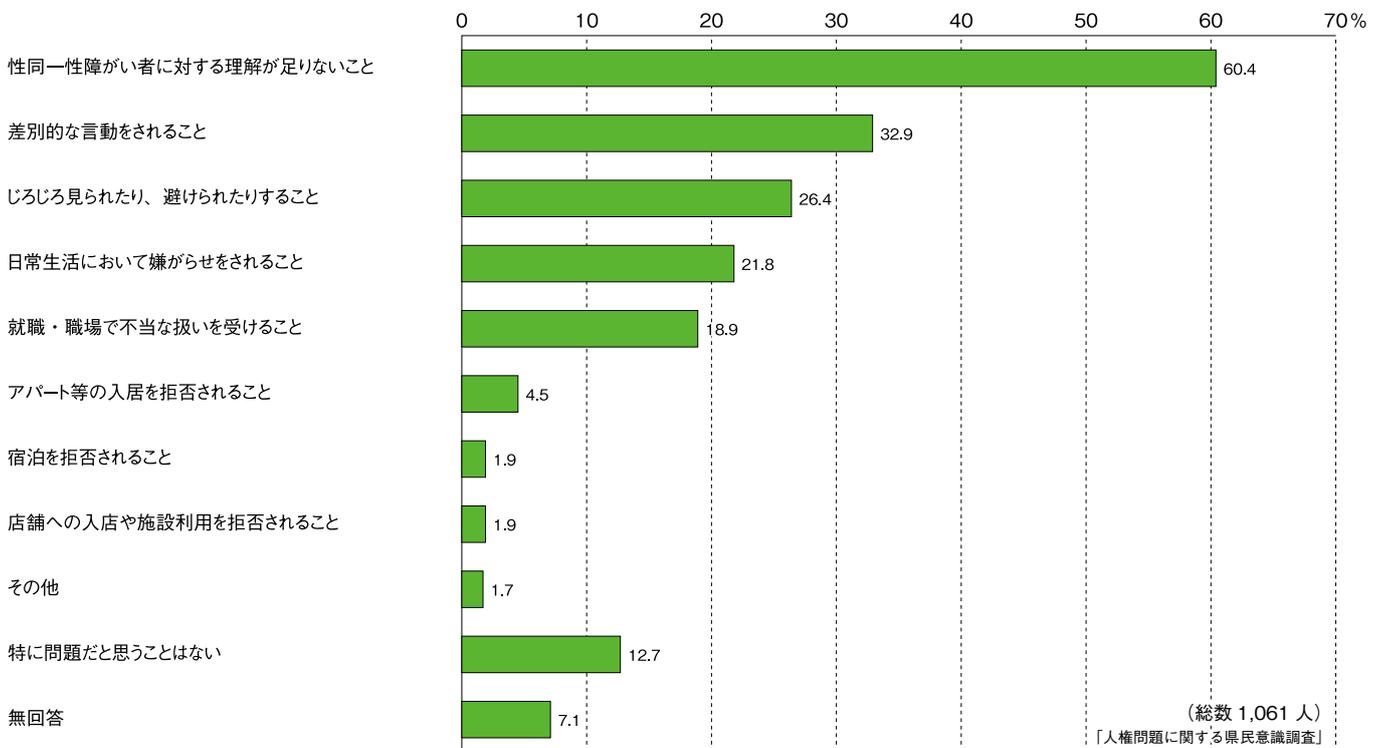
どのような課題があるのでしょうか

性同一性障がいとは、身体の性と心の性が食い違っており、心の性と異なった自分の体や服装などに対して強い違和感・抵抗感を覚えるもので、我が国では、1997(平成9)年から医学的治療の対象となっています。

性同一性障がいのある人々は、安心感を得る目的で心の性に合った服装を選択しており、性的な関心からではありません。そのことに対する理解が十分でないため、差別や偏見の眼差しで見られることが多く、就職や住宅を借りる際や銀行などの窓口の応対など社会生活を送る上で様々な困難に直面しています。また、説明しても理解されにくいいため、自分自身の思いを語れないことによる苦しさも強く抱えています。

次のグラフは、平成23年の県民意識調査の結果をまとめたものです。

問 性同一性障がい者(生物学的な性と心の性が一致しない人)の人権について、特にどのようなことが問題だと思えますか。(〇は3つまで)



課題解決に向けて島根県が取り組んでいること

○性同一性障がいの問題の解決に取り組む人々と協力して、正しい理解を促す啓発活動を行い、偏見の解消に取り組んでいます。社会の正しい理解のもとで、性同一性障がい者が自分らしい生活を営むことができる環境づくりを進めています。

考えてみよう!
(性同一性障がい者の人権)

せいふく せいどういつせいしょう しゃ じんけん
制服への違和感について考えてみましょう。

- ① 「スカートをはきたくない」と悩んでいる女の子の友だちがいます。あなたはどのような言葉をかけますか？
- ② どうしてそのように考えましたか？
- ③ もしあなたが制服への違和感を感じたら、誰に相談しますか？

ねらい

性的な理由だけでなく様々な理由により制服への違和感を感じている子どもたちがいます。困ったときは一人で悩まず、信頼できる人（保護者、先生など）に相談することが大切です。

12 様々な人権課題

これまでの11の人権課題の他に、次の8つの課題や、新たに対応すべき課題に対しても、いろいろな機会に県民の人権意識を高め、差別や偏見をなくしていく取組を進めています。

1 プライバシーの保護

プライバシーをめぐる問題は、個人の尊厳と基本的人権に関わる重要な問題です。近年、様々な分野で個人情報を利用したサービスが提供され、生活が大変便利になっている反面、個人情報もれたり、プライバシーの侵害に対する不安が高まってきました。こうした状況を踏まえ、国や県では、法律や条例をつくり、これらの法令等に基づいて、個人の権利や利益の保護に取り組んでいます。

2 「ひのえうま」などの迷信

古くから日本社会に存在する迷信や因習の中には、「ひのえうま^{*1}」や「つきもの^{*2}」など、非科学的で根拠のないものであるにもかかわらず、それを理由とした差別や人権侵害が行われるものがあります。県では、こうした問題についても、様々な機会を通じて、差別や偏見をなくす取組を行っています。

※1 ひのえうま

日本に残っている迷信です。「この年は火災が多い」、「この年に生まれた女性は気が強い」などと人々が信じ、この年の出生数が他の年と比べて極端に少なくなったりする社会現象が過去に見られました。

※2 つきもの

動物や人の霊などが人間にとりつくと思われている迷信で、今なお、差別意識が残っており、とりついたらとされる人を嫌ったり、恐れたりするものです。

3 アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道を中心に先住していた民族であり、固有の言語や伝統的な生活様式など、独自の豊かな文化をもった民族ですが、過去の政策などにより、アイヌ語の使用や独自の風習が禁止されるなど、民族独自の文化が失われていきました。このため、国は、1997(平成9)年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」をつくり、また、2008(平成20)年には国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されました。こうした法律や議決の趣旨に沿って、アイヌの人々への理解と認識が深まるよう啓発に努めています。

4 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮に拉致された日本人は、2002(平成14)年に帰国が実現した5名を含む、現在国が拉致被害者と認定した被害者17名以外にも、拉致された疑いを否定できない人が存在しています。国は、2006(平成18)年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」をつくり、国民に対し広く情報の提供を求めるとともに、問題の解決に向け国民世論の啓発を図り、その実体の解明に努めています。島根県でも、県民の間に広く拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めるため、啓発活動等を進めています。

5 ホームレスの人権

ホームレスとなっている人々の理由として、失業や病気による収入の減少、貧困、借金などの背景があり、年齢層も中高年だけでなく、若年層や女性にも広がってきていると言われています。

こうした人々の生活の自立を支援するため、国は、2002(平成14)年にホームレスの自立を支援するための法律をつくり、実態調査を実施しています。県内の実態では、ホームレスと確認できた人は少数ですが、相談対応等を行うとともに、経済的な自立や生活自立のため、生活保護制度による支援をはじめ、必要な個別支援に取り組んでいます。

6 人身取引(トラフィッキング)事件の適切な対応

国連では、2000(平成12)年に人(特に女性および児童)の取引を防止し、抑止し、処罰するための議定書が採択されており、人身取引の撲滅は国際的に重要な課題です。我が国でも、風俗営業所等が雇用している外国人に、売春を強要するなどの反社会的行為が発生しており、人身取引の受け入れ国として非難されている現状があります。鳥根県では、風俗営業所等での違法行為の取り締まりの強化、県民への理解の促進と被害者が相談や保護を求めやすい環境づくりを進めています。

7 日本に帰国した中国残留邦人とその家族

中国残留邦人は、1945(昭和20)年当時、中国の東北地方(旧満州地区)に居住していた開拓団などの日本人のうち、第二次世界大戦末期の混乱により、肉親と離別するなどの事情から、終戦後も中国にとどまることを余儀なくされた人々です。帰国までに長期間を要したことから、多くの方が、帰国した後も言葉や生活習慣、就労等の面で様々な困難に直面することになりました。このため、日本に帰国した中国残留邦人とその家族の生活の安定のために自立を助ける人や通訳の派遣などを行っています。

8 性的指向(同性愛など)に係る問題

性的指向とは、性的意識や恋愛感情が自分と同じ性に向くのか、自分とは異なる性に向くのかという、人間の性に関わる意識や感覚のことを言います。そして、性の指向は人によって異なります。性愛の対象として、同性や両性に対して愛情を抱く人々は少数であるがために、差別や偏見の眼差しで見られたり、場合によっては職場を迫られることさえあります。性的指向に関わる差別や人権侵害があること、それが解決されなければならない問題であることという認識が定着していないため、性的指向について理解の促進と認識を深める啓発に努めています。

けんりじょうやく 「子どもの権利条約」について

「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」は、世界中の子どもたちが幸せに暮らせることを願って、1989(平成元)年11月20日に国際連合の総会で多くの国が決めた約束です。日本は、1994(平成6)年に仲間に入りました。

この条約には、みなさんがもっている権利が書いてあります。子どもの権利はどんなものかということをしかりと理解し、みなさん自身が自分の権利を守っていくことが大切です。

「子どもの権利条約」の一部

【みんなの権利】

前文

第1条 「子ども」って？

第2条 どんな差別もいけません

第6条 命はかけがえのない一番大切なもの

第12条 自分の意見は自由に言えます

第13条 自分の思いや考えを自由な方法で表現できます

第14条 自分なりの考えをもつことや何かを信じることは自由です

第16条 ひみつは守られます

第23条 だれでも権利は同じです

第28条 子どもはだれでも勉強することができます

第29条 教育は子どものもっている良いところをのびします

第31条 遊んだり、ゆっくり休んだりすることは守られます

【みんなの権利を守ります】

第3条 子どもにとってもっとも良いことを考えます

第18条 親は子どもを大切にしないではいけません

第19条 子どもをひどいめにあわせてはいけません

第32条 むりやり働かされることはありません

第33条 有害なことから子どもを守ります

第34条 子どもにひどいことをしようとしている大人から守ります

【みんなの権利をひろめます】

第24条 この条約について教えます

島根県環境生活部 人権同和対策課

〒690-8501 松江市殿町1番地 TEL0852-22-5901

ホームページに掲載しています。http://www.pref.shimane.lg.jp/jinkendowa/